

令和4年度発注者支援業務等^{*}の契約手続きにおける主な変更点

R3.12.6 九州地方整備局 技術管理課

- ・発注者支援業務等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が規定する民間競争入札の対象外となり、これまで実施していた警察庁への意見聴取や刑法の適用、会計検査院への対応等が不要となりました。【発注者支援業務・公物管理補助業務】<資料1> P3>
- ・参加資格要件のうち、①公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条各号に該当する者でないことの削除。【発注者支援業務・公物管理補助業務】<資料1> P19>
- ・配置予定管理技術者に対する要件のうち、(エ)手持ち業務量①②の金額を下記へ変更。
【発注者支援業務・公物管理補助業務】<資料1> P42,43>
現行 4億円未満 ⇒ 改定 5億円未満
2億円未満 ⇒ 改定 2.5億円未満（調査基準価格を下回る場合）
- ・担当技術者に対する要件のうち、資格要件に一級土木施工管理技士補、一級電気工事施工管理技士補、一級電気通信工事施工管理技士補、一級建設機械施工技士補、一級建築施工管理技士補、一級造園施工管理技士補を追加。【発注者支援業務・公物管理補助業務】<資料1> P44~46,48~52>

【発注者支援業務】とは、工事監督支援、技術審査、積算技術を指す。

【公物管理補助業務】とは、河川巡視支援、河川許認可審査、ダム管理支援、堰・排水機場管理支援、道路許認可審査・適正化指導を指す。

※用地補償総合技術業務は主な変更無し。